

# 原子力災害に関する農作物の技術対策Q & A (平成23年5月6日更新)

原子力災害に関する農作物の技術対策についてQ & Aを更新しましたので、今後の営農に活用してください。なお、内容については随時更新してまいります。

アンダーラインは「がんばろう ふくしま!」農業技術情報（第2号）原子力災害に関する農作物の技術対策Q & A（平成23年4月28日更新）からの変更内容です。

なお、今回の更新は、農林水産省から新たに発出されたQ & Aの内容を反映しております。

## 目 次

### 1 主要農作物の栽培に関すること

#### (1) 水 稲

- Q 1 稲の作付をしてもよいですか
- Q 2 4月8日に国の災害対策本部から「稲の作付に関する考え方」が示されましたが、どのような内容ですか
- Q 3 国が示した玄米中及び土壌中の放射性セシウムの移行の指標（移行係数）と土壌中の放射性セシウム濃度の上限値はどういう意味をもつのですか
- Q 4 稲の作付制限が行われた場合、補償はされるのでしょうか
- Q 5 稲を作付しても収穫時に放射能検査で「暫定規制値」を超えたらどうなるのか
- Q 6 稲の作付けができて、風評被害で、収穫した米が売れるかどうか心配です。その他作物についても風評被害を考えると作付けしない方がよいのでしょうか
- Q 7 平年並みの収穫量を確保するには、田植えはいつまで行う必要がありますか

#### (2) 畑作物

- Q 8 麦類の収穫には制限がありますか
- Q 9 麦類を収穫した後に、わらを飼料として利用してもよいですか

#### (3) 野 菜

- Q 10 野菜の作付を行ってもよいですか
- Q 11 野菜についても、放射性物質が土壌からどの程度移行するか示すべきではないか
- Q 12 野菜の摂取自粛、出荷自粛している品目は何ですか
- Q 13 どのような考え方で、農産物の品目を分類しているのですか
- Q 14 摂取や出荷が制限されている野菜等の廃棄はどうすればよいですか
- Q 15 出荷制限の解除ルールについて教えてください
- Q 16 施設栽培の野菜ですが、作付を行ってもよいですか
- Q 17 いろいろな野菜を栽培して、直売所に出しても大丈夫ですか
- Q 18 出荷制限が解除された場合に、ほ場に植え付けてあった野菜に商品価値があれば、出荷してもよいですか
- Q 19 これまでハウレンソウを作っていた畑（ハウレンソウは刈り取って別の場所に保管済み）で、キュウリを作ってもよいですか
- Q 20 現在、出荷制限されている野菜の苗を定植してもよいですか

- Q21 野菜や果樹の多品目を栽培し、インターネットで販売しています。モニタリング対象ではないものもありますが、出荷の際はどうしたらよいですか
- Q22 野菜の栽培管理や収穫時に留意することはありますか
- Q23 自家用に野菜を栽培して食べてもよいですか

(4) 果 樹

- Q24 果樹については、作付制限はあるのですか
- Q25 果実については、食品衛生法上の暫定規制値はあるのですか
- Q26 果樹の栽培管理を行うにあたって、どのような点に留意したらよいですか
- Q27 出荷制限の設定、解除のルールについて教えてください

(5) 花 き

- Q28 花きについては、作付制限や出荷の際の放射線量に係る調査は行わないのですか
- Q29 野菜等の出荷制限対象となっている地域で生産された花を飾っても大丈夫ですか。
- Q30 花きの栽培管理を行うにあたって、どのような点に留意したらよいですか

(6) 飼料作物

- Q31 牧草(サイレージを含む)の給与はどうしたらよいですか
- Q32 牧草を収穫してもよいですか
- Q33 昨年まで河川敷や畦畔の草を刈り取って家畜に与えていましたが、今年は与えてもよいですか
- Q34 これから作付を予定している、飼料作物は作付けしてもよいですか

(7) その他

- Q35 戸別所得補償制度は、このような状況で変わりますか
- Q36 ほ場に堆肥を散布してよいですか
- Q37 原発の周辺地域で農作業を安全に行うためにはどのような点に留意したらよいですか

**2 摂取や出荷自粛に関すること**

- Q38 暫定規制値とは何ですか
- Q39 出荷や摂取の自粛とはどういうことですか
- Q40 原子力災害対策特別措置法とはどんな法律ですか
- Q41 野菜の安全性は、どこで判断するのですか
- Q42 緊急時モニタリングとは何ですか
- Q43 出荷制限品目の解除や県単位の制限の見直しはありますか
- Q44 (1) 県では食品の放射性物質に関する分析を受け付けているのでしょうか
- (2) 食品の検査をしたい場合はどのような方法がありますか

**3 農産物に関する賠償と風評被害対策に関すること**

- Q45 原発事故による農産物被害への賠償について、風評を含めた補償対象はどうなるのでしょうか
- Q46 計画的避難区域及び緊急時避難準備区域で野菜、花き及び豆類等の作付、麦類の収穫、果樹の管理作業ができない場合、賠償の対象となりますか
- Q47 出荷制限により被った損害は賠償の対象となりますか
- Q48 風評被害で価格が下落し、所得が減少したことについては、賠償の対象となりますか
- Q49 農家は賠償のためにどのような準備が必要ですか
- Q50 出荷制限の対象品目以外の品目の取引に影響が出ることがないように、農林水産省

としてどのような取組を行っているのですか、また、県ではどうですか

#### 4 自家消費・家庭菜園に関すること

- Q51 家庭菜園の野菜は食べてもよいですか
- Q52 家庭菜園の作付はかまいませんか

#### 5 資金の融通等に関すること

- Q53 今般の原発事故の深刻な影響や地震・津波で大きな被害を受けた農業者が利用できる制度資金はありますか
- Q54 賠償を受けられるまでの間、資金面での農家への支援はないですか

#### 6 土壌分析に関すること

- Q55 土壌の放射性セシウム濃度分析を行う目的は何ですか
- Q56 調査地点や再調査地点は、どのように決められたのですか
- Q57 個人で土壌分析を依頼できますか
- Q58 今回の土壌調査の方法と農地以外の地域（公園・グラウンド等）の土壌調査の方法は違うのですか

#### 7 放射性セシウムの性質、土壌や作物との関係について

- Q59 農作物の作付にあたって、なぜ放射性セシウムが問題とされているのですか
- Q60 現在の放射性セシウム濃度の判断はどのようにしますか
- Q61 土壌中の放射性セシウムは農作物へ吸収されますか
- Q62 放射性セシウムの長期的な農作物への吸収はどうですか
- Q63 作付制限された地域は、長期にわたって耕作できなくなるのですか
- Q64 放射性セシウムとカリウムの関係について教えてください
- Q65 放射性セシウムとアンモニア態窒素の関係について教えてください
- Q66 放射性セシウムの吸収を抑える対策はありますか
- Q67 水稻では一般にアンモニア態窒素を使いますが、放射性セシウムの吸収が増加しないのですか
- Q68 水稻栽培において、少しでも放射性セシウムの吸収を減らしたいと考えています。どんな対策が考えられますか

#### 8 関連情報

1 主要農作物の栽培に関すること

(1) 水 稲

Q 1 稲の作付をしてもよいですか

(答) 稲の作付について、県では2回にわたり土壌調査を実施し、国が発表した東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う「避難区域」、「計画的避難区域」、「緊急時避難準備区域」以外の地域で、土壌中の放射性セシウム濃度の上限値 5,000ベクレル/kgを超える水田土壌がないことを確認しましたので、「避難区域」、「計画的避難区域」、「緊急時避難準備区域」に指定される市町村・地域以外では、稲の作付を行っていただいて差し支えありません。

区域区分	区分の内容	該当地域
避難のための立退きを指示した区域 (避難区域)	福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域	田村市の一部(都路町の一部)、南相馬市の一部(小高区、原町区の一部)、楡葉町の一部、富岡町、川内村の一部、大熊町、双葉町、浪江町の一部、葛尾村の一部
計画的避難区域	公示日から、原則として概ね1ヶ月程度の間順次当該区域外への避難のための立退きを行う区域	(避難のための立退きを指示した区域を除く)葛尾村、浪江町、飯館村、川俣町の一部(山木屋)、南相馬市の一部(原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津、原町区大原字和田城)
緊急時避難準備区域	常に緊急時に避難のための立ち退き又は屋内への退避が可能な準備を行う区域	(避難のための立退きを指示した区域を除く)広野町、楡葉町、川内村、田村市の一部(都路町、船引町横道、常葉町堀田、常葉町山根)、南相馬市の一部(福島第一原子力発電所半径20キロメートルから30キロメートル圏内のうち計画的避難区域を除く区域)

Q 2 4月8日に国の災害対策本部から「稲の作付に関する考え方」が示されましたが、どのような内容ですか

(答) 以下に内容を抜粋しました。なお、本県においては「避難区域」、「計画的避難区域」、「緊急時避難準備区域」以外の地域で5,000 ベクレル/kgを超える地域はありませんでした。

稲の作付に関する考え方(平成23年4月8日、原子力災害対策本部)

1 作付制限

(1) 福島第1原子力発電所の事故に伴う避難地域及び屋内退避地域に加え、水田土壌の放射性セシウム濃度の調査結果及び水田土壌中の放射性セシウムの米への移行の指標(下記参照)からみて、生産した米(玄米)が食品衛生法上の暫定規制値を超える可能性の高い地域については、稲の作付制限を行うこととする。

( 水田の土壌から玄米への放射性セシウムの移行の指標 0.1  
指標を前提として、玄米中の放射性セシウム濃度が食品衛生法上の暫定規制値(500 ベクレル/kg)以下となる土壌中放射性セシウム濃度の上限値 5,000 ベクレル/kg

(2) その具体的な地域については、今後、水田土壌の調査結果を踏まえて、国と関係地方自治体が協議して決定し、その段階で、原子力災害対策本部長から関係地方自治体に対し、稲の作付制限を行うよう指示する。

(3) なお、稲の作付制限を行う場合は、適切な補償が行われるよう万全を期すこととする。

2 その他

(1) 1以外の地域については、稲の作付を行って差し支えないが、放射性物質の放出が続いていること等から、収穫時に米(玄米)の分析を行い、食品衛生法上の暫定規制値を超える場合は、原子力災害対策本部長から関係地方自治体に対し、出荷制限を行うよう指示することとする。

(2) なお、出荷制限を行う場合は、適切な補償が行われるよう万全を期すこととする。

Q 3 国が示した玄米中及び土壌中の放射性セシウムの移行の指標(移行係数)と土壌中の放射性セシウム濃度の上限値はどのような意味をもつのですか

(答) 移行係数は、土壌中放射性セシウムが農産物(可食部)にどの程度移行するかをみるために用いるものです。

(参考) 移行係数 = 農産物(可食部)中放射性物質濃度(Bq/kg) / 土壌中放射性物質濃度(Bq/kg)  
農水省が示した土壌中放射性セシウム濃度の上限値は、厚生労働省が示した食品衛生法上の暫定規制値以下となるためには、いくらになるかを移行係数を使って算出したものです。

具体的には、穀類の食品衛生法上の暫定規制値: 500 ベクレル/kgを基に、玄米への移行係数0.1で割算することにより、水田における土壌中放射性セシウム濃度の上限値は 5,000 ベクレル/kgと算出されます。

Q 4 稲の作付制限が行われた場合、補償はされるのでしょうか

(答) 県内における稲の作付制限地域は、水田土壌の放射性セシウム濃度を調査した結果、国が定める「避難区域」、「計画的避難区域」、「緊急時避難準備区域」に限られることとなりました。

なお、「稲の作付に関する考え方」(平成23年4月8日、原子力災害対策本部)に基づき、稲の作付制限を行う場合は、適切な補償が行われるよう万全を期すこととされています。

Q 5 稲を作付しても収穫時に放射能検査で「暫定規制値」を超えたらどうなるのか

(答) 「稲の作付に関する考え方」の中で、収穫時に玄米の分析を行い、食品衛生法上の暫定規制値(500ベクレル/kg)を超える場合は、原子力災害対策本部長から出荷制限を受けることとなります。

なお、出荷制限を行う場合は、適切な補償が行われるよう万全を期すこととされております。

Q 6 稲の作付けができて、風評被害で、収穫した米が売れるかどうか心配です。その他作物についても風評被害を考えると作付けしない方がよいのでしょうか

(答) 風評被害につきましては、県としても市町村や関係団体とも連携し、その防止に努めてまいります。なお、県においては、風評被害も含め補償の対象とするよう強く国へ要望中ですが、原子力損害賠償紛争審査会においては、原子力発電所事故との間に相当の因果関係が認められる場合は、風評被害を含め補償の対象とする方向で検討されています。

このため、賠償に関し必要となる生産記録などの保管をお願いいたします。

(Q49参照)

Q 7 平年並みの収穫量を確保するには、田植えはいつまで行う必要がありますか

(答) 各地方の播種や田植え作業の終期は表の通りです。この時期を目安に作業を終了できれば平年並みの収穫量が確保できると考えられます。

なお、さらに詳細な播種や田植え作業に伴う作業適期の晩限については、最寄りの農林事務所(農業振興普及部、農業普及所)へお問い合わせください(山間高冷地等では、これより終期が早い場合がありますので留意願います)。

表 平年における県内水稻の播種及び田植え作業の終期( )

区分	農林事務所	播種	田植え
中通り	県北	4/26	5/23
	県中	4/22	5/23
	県南	4/24	5/19
会津	会津	4/25	5/25
	南会津	4/27	5/27
浜通り	相双	4/21	5/21
	いわき	4/25	5/19

平年における播種作業、田植え作業が95%終了する時期

## (2) 畑作物

Q 8 麦類の収穫には制限がありますか

(答) 現在栽培中の麦類の収穫作業を制限することはありません。

ただし、避難区域では立ち入りが制限されることから、麦類の収穫作業を行うことができませんし、計画的避難区域でも、概ね1ヶ月を目途に計画的避難を実行するとされており、実態として、麦類の収穫作業は困難になると考えられます。

緊急時避難準備区域でも、自主的避難や緊急時の屋内避難等ができるようにする

ことが求められていることから、麦類の収穫作業についても、一定の制約を受けることがあるのではないかと考えられます。

なお、収穫した麦類については、サンプルを採取の上検査し、食品衛生法上の暫定規制値を超える場合には出荷制限を行うことで安全を確保します。

Q 9 麦類を収穫した後に、わらを飼料として利用してもよいですか

(答) 麦わらを飼料として給与することについては、粗飼料中の暫定許容値を目安に利用が可能かどうか判断をする必要があります。

今後、大気中の放射線の量が通常より高いレベルで検出された地域については、各県が粗飼料中の放射性物質の濃度について調査を行い、その結果を踏まえ、飼料利用についての指導を行うことにしていますので、それまでの間は家畜への給与を控えてください。

(3) 野菜

Q10 野菜の作付を行ってもよいですか

(答) 稲以外の作物については、作付制限は行われません。

したがって、野菜等の作付を行っても差し支えありません。

ただし、緊急時モニタリング検査の結果によっては、地域や品目ごとに出荷や摂取の自粛を要請する場合があります。(Q12、Q38~43を参照してください)

なお、「計画的避難区域」では、おおむね1ヶ月を目途に計画的避難を実行されることとされており、実態として作付は困難かと考えます。

また、「緊急時避難準備区域」でも、自主的避難や緊急時の屋内退避等一定の制約を受けることに注意してください。

Q11 野菜についても、放射性物質が土壌からどの程度移行するか示すべきではないか

(答) 農水省では稲以外の作物について、土壌中の放射性セシウムがどの程度野菜に移行するか、科学的データが十分ではないことから、稲と同様の移行の指標を示すことは現時点では困難としています。

しかしながら、今後の作物作付の判断のほか、検査が特に必要な地域の目処を立てるためには、稲以外の作物についても、移行の指標を示すことは重要と考えています。

このため、農水省は今後、国及び県等の試験研究機関において、野菜への放射性セシウムの移行の指標を示すための試験を実施し、必要なデータを積み上げていくことが必要で、県等とも相談・協力して取り組んでいく考えのようです。

Q12 野菜の摂取自粛、出荷自粛している品目は何ですか

(答) 野菜について、5月4日現在の状況は以下のとおりです(県内全域、ただし、セリは相馬市のみ)。

定期的に変更がなされていますので、必ず最新の情報をご確認ください。

出荷自粛や摂取自粛に関してはQ38~43を参考にしてください。

品目	左記の代表例	要請内容
非結球性葉菜類 (ただし、 <u>白河市、いわき市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村又は鮫川村において産出されたものを除く</u> )	ホウレンソウ、コマツナ、カキナ、あぶらな、ちぢれ菜、紅葉苔、くきたちな、カブレ菜、信夫冬菜、山東菜、べかな、非結球はくさい、チンゲンサイ、パクチョイ、タアサイ、たかな、かつおな、からしな、みずな、たいさい、サラダ菜、サニーレタス、しゅんぎく、フダンソウ、なばな、さいしん、オータムポエム、かいらん、つぼみな、みずかけな、ケール、しろな、仙台雪菜、千宝菜、のざわな、べんり菜、山形みどりな、わさびな、サンチュ、プチヴェール、ウルイ、畑ワサビ、花ワサビ、クレソン、ルッコラ、ナズナ、アイスプラント、葉ダイコン、ふきのとう、オカヒジキ、さんしょう(葉)、ジュウネン(葉)、ツルムラサキ、モロヘイヤ 等	撮取及び出荷を差し控えること
結球性葉菜類(ただし、 <u>郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)</u> 、 <u>会津若松市、喜多方市、いわき市、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、天栄村、玉川村、平田村、北塩原村、湯川村、昭和村又は檜枝岐村において産出されたものを除く</u> )	キャベツ、はくさい、結球レタス、芽キャベツ等	
アブラナ科花蕾類(ただし、 <u>白河市、いわき市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村又は鮫川村において産出されたものを除く</u> )	ブロッコリー、カリフラワー、茎ブロッコリー等	
カブ(ただし、 <u>福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)</u> 、 <u>いわき市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋区域を除く)</u> 、 <u>鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、大玉村、天栄村、玉川村又は平田村において産出されたものを除く</u> )	こかぶ、赤かぶ、聖護院かぶ 等	
相馬市において産出されたセリ		

最新情報はこちら 「撮取や出荷の自粛を要請している本県産の食品について」

<http://www.pref.fukushima.jp/eisei/syokuan/syukkasesseyuseigen1.pdf>

[http://wwwcms.pref.fukushima.jp/pcp\\_portal/contents?CONTENTS\\_ID=23692](http://wwwcms.pref.fukushima.jp/pcp_portal/contents?CONTENTS_ID=23692)

Q13 どのような考え方で、農産物の品目を分類しているのですか

(答) 野菜にはいろいろな種類があり、さまざまな分類方法がありますが、放射性物質の農産物への付きかたは、ダイオキシンなどの化学物質や農薬と似ているため、食

品安全に関わる国際的な食品分類を活用しています。

この分類では、空中から落下する化学物質を受ける野菜の形や、葉の面積と重さのバランスなどが考慮されています。（農林水産省HPより）

Q14 摂取や出荷が制限されている野菜等の廃棄はどうすればよいですか

(答) 4月8日付け農林水産省大臣官房参事官による「野菜の出荷制限地域におけるほ場に放置している野菜の取扱について」(周知依頼)で、次のようになっております。なお、5月6日付けの農林水産省HPで下線部が変更になりました。

すき込み及び焼却は望ましくない

すでに刈り取ったものは1箇所に集めて保管する

まだ刈り取っていないものは、すき込みをせずに、刈り取りをしてから、耕うん等の農作業を行っても差し支えない。なお、刈り取ったものは、1箇所に集めて保管する。

旨を周知していたところですが、今般、農林水産省では関係部局との調整を踏まえ、以下のとおり地域ごとに各々の対応をすることになりました。

以下、農林水産省HPより抜すい。

[http://www.maff.go.jp/j/kanbo/joho/saigai/yasai\\_seisan\\_qa.html](http://www.maff.go.jp/j/kanbo/joho/saigai/yasai_seisan_qa.html)

(野菜の廃棄方法(5月6日より))

出荷制限措置がなされた野菜の処分については、次のように地域ごとにそれぞれの対応をすることになりました。

1 福島県以外の地域

- ・出荷制限に伴いこれまで保管してあった野菜は、通常の一般の廃棄物として処分してよい(埋却、自治体が定める処分方法等)。
- ・なお、農業用被覆資材等についても、これまでどおり通常の産業廃棄物として処分してよい。

2 福島県の地域

(1) 浜通り及び中通り地域

- ・出荷制限に伴い保管している野菜は、引き続き、すき込みはせずに1箇所に集めて保管し、処分は行わない。
- ・なお、農業用被覆資材等についても同様に1箇所に集めて保管する。
- ・また、これらの廃棄物の今後の処分方法については、別途、環境省等の関係機関が検討する当該地域の処分方法の検討結果を踏まえ、対応することになります。処分方法が決まりましたら、ご連絡します。

(2) 会津地域

上記1の福島県以外の地域と同じ取扱いとなります。

- ・上記にも記載されていますが、今後、施設園芸から発生する使用済みのビニル等の被覆資材についても、処分方法を示したので、適切な処分に努めてください。

Q15 出荷制限の解除ルールについて教えてください

(答) まず、県は、集荷実態(例えば農協等の集出荷施設の場所)等を踏まえ、県内を複数の区域に分けます。

その区域毎に原則として複数の市町村で1週間ごとに3回、検査をします。その際に、過去に暫定規制値を超えた市町村は必ず検査を行い、その他の市町村は原則として同一市町村での検査はしません。

3回連続して暫定規制値以下となる場合に、出荷制限品目を解除することとして  
います。

Q16 施設栽培の野菜ですが、作付を行ってよいですか

(答) 稲以外の作物については、作付制限は行われません。  
施設栽培の野菜についてもQ10と同様の取扱いとなります。

Q17 いろいろな野菜を栽培して、直売所に出しても大丈夫ですか

(答) 直売所への出荷も出荷自粛の対象になりますので、出荷の際は自粛を行っている品目かどうか確認してください(Q12参照)。  
なお、今後出荷時に緊急時モニタリング検査で暫定規制値を超える放射性物質が検出された場合は、施設、露地を問わず出荷自粛が要請されますので注意してください。

Q18 出荷制限が解除された場合に、ほ場に植え付けてあった野菜に商品価値があれば、出荷してよいですか

(答) 農水省では出荷制限が解除になった場合には、通常どおりの出荷が可能としています。このため、ほ場に植え付けてあった野菜で、商品価値があるものは、出荷して構いません。

Q19 これまでハウレンソウを作っていた畑(ハウレンソウは刈り取って別の場所に保管済み)で、キュウリを作ってよいですか

(答) ハウレンソウは現在出荷自粛要請品目であるため、刈り取って別の場所に保管をお願いします(Q14参照)。その後は、キュウリにかかわらず作付が可能です。

Q20 現在、出荷制限されている野菜の苗を定植してもよいですか

(答) 出荷制限(出荷の自粛)されている野菜であっても定植は可能ですが、出荷制限が解除されない場合は出荷できない状況となりますので注意が必要です。

Q21 野菜や果樹の多品目を栽培し、インターネットで販売しています。モニタリング対象ではないものもありますが、出荷の際はどうしたらよいですか

(答) 県では主な県産農林水産物について緊急時モニタリング検査を実施することとしており、品目は時期や地域性等を考慮して選定しています。  
なお、出荷等の自粛を求めている品目についてはQ12のとおりです。  
最新の情報は県HP上で「摂取や出荷を差し控えるよう要請している本県産の食

品について」として公表していますので、出荷の際には出荷制限品目に該当するかどうかを確認して下さい（Q12参照）。

Q22 野菜の栽培管理や収穫時に留意することはありますか

（答） 施設栽培では、換気によって大気中の放射性物質が施設内に取り込まれる可能性がありますので、換気する際は風向きなどに注意するとともに、降雨についてもハウス内に侵入しないように注意します。

露地栽培では、放射性物質の作物への降下や付着等を少なくするため、育苗はなるべくハウス内で行うようにします。栽培方法もできるだけべたがけ栽培やトンネル栽培に切り替えます。

収穫時の留意点としては、収穫した野菜については、長時間屋外に放置せずに、速やかに屋内の施設に移動させて、貯蔵・保管するようにします。また、品質に影響を与えない範囲で野菜についた土やほこりを除いたり、洗ったりします。特に葉菜類については、できるだけ外葉を取り除くようにします。

Q23 自家用に野菜を栽培して食べてもよいですか

（答） 自由に栽培していただいて構いませんが、緊急時モニタリング検査で暫定規制値を超える放射性物質が検出され摂取自粛が要請された品目は、自家用でも食べないようにしてください。

（4）果 樹

Q24 果樹については、作付制限はあるのですか

（答） 稲以外の作物については、作付制限は行われません。

したがって、果樹の管理作業を行っても差し支えありません。

ただし、緊急時モニタリング検査の結果によっては、地域や品目ごとに出荷や摂取の自粛を要請する場合があります（Q38～43を参照してください）。

なお、計画的避難区域では、概ね1ヶ月を目途に計画的避難を実行するとされており、実態として、果樹の管理作業は困難になると考えられます。

また、緊急時避難準備区域では、自主避難や区域に立ち入る際に常に緊急時に屋内避難等ができるようにすることが求められていることから、果樹の管理作業を行う場合にも、一定の制約を受けることがあるのではないかと考えられます。

Q25 果実については、食品衛生法上の暫定規制値はあるのですか

（答） 果実については、野菜類における食品衛生法上の暫定規制値が適用されることとされています。

Q26 果樹の栽培管理を行うにあたって、どのような点に留意したらよいですか

（答） 果樹は永年性の作物であり、今年の管理が翌年にも影響することから、当面の栽培管理や病害虫防除は継続して進めてください。

なお、栽培管理にあたっては、以下の点に留意してください。

果樹園の地表面管理は、草生栽培を基本としてください。なお、下草は長く伸ばさないようにこまめに草刈りしてください。

果樹園の追肥は、基本的に行わないこととします。なお、樹勢の低下等により追肥が必要な場合は、硝酸態の窒素肥料を主体に施用してください。

放射性物質の状況によっては、果実の袋かけや雨よけ栽培（オウトウなど）、反射マルチの使用等の対策を、品目ごとの栽培特性に応じて行うことが有効と考えられます。

Q27 出荷制限の設定、解除のルールについて教えてください

(答) 果樹についても、原則として、収穫時に分析を行い、食品衛生法上の暫定規制値を超えた場合には、出荷制限の指示が行われることとなります。

仮に出荷制限が行われる場合には、その設定や解除については、栽培品目・地域や集荷実態(例えば農協等の集出荷施設の場所)等を踏まえて対応されることとなります。

(5) 花き

Q28 花きについては、作付制限や出荷の際の放射線量に係る調査は行わないのですか

(答) 稲以外の作物については、作付制限は行われません。

したがって、花きの作付け、管理作業を行っても差し支えありません。

花きは、野菜等食料品のように食されることによる内部被ばくとは異なることから、放射線量に係る調査も、現在実施していません(注：放射能の被ばくには内部被ばくと外部被ばくがあり、花からの被ばくは外部被ばくといえます)。

なお、計画的避難区域では、概ね1ヶ月を目途に計画的避難を実行するとされており、実態として、作物の作付は困難になると考えられます。

また、緊急時避難準備区域では、自主避難や区域に立ち入る際に常に緊急時に屋内避難等ができるようにすることが求められていることから、稲以外の作物を作付ける場合にも、一定の制約を受けることがあるのではないかと考えられます。

Q29 野菜等の出荷制限対象となっている地域で生産された花を飾っても大丈夫ですか。

(答) もし、今回ハウレンソウから発見された最も高い数値である5万4100ベクレルの放射能をもつ花があったとして、これを1mの距離に2ヶ月間置き続けたとすると、被ばく量は合計で0.003ミリシーベルトになります。

これは、日本における自然界からの年間平均被ばく量1ミリシーベルトと比べるとかなり低い数値です。なお、世界の年間平均被ばく量は2.4ミリシーベルトです。

参考：農林水産省ホームページ「よくあるご質問と回答(花き)」平成23年4月5日掲載

Q30 花きの栽培管理を行うにあたって、どのような点に留意したらよいですか

(答) これから定植を予定している品目は、需要期出荷に向けて生産計画を立て直し、計画的に作付準備を進めてください。

鉢物やリンドウ等の宿根草については、栽培管理や病害虫防除を継続的に実施し

てください。

施設栽培では、換気時に風下側の窓を開ける等、土ぼこりの舞い込みに留意して管理を行ってください。

( 6 ) 飼料作物

Q31 牧草（サイレージを含む）の給与はどうしたらよいですか

( 答 ) 農林水産省からの通知「原子力発電所事故を踏まえた家畜の飼養管理について（農水省HPにも掲載）」により、自給飼料は、原子力発電所事故の発生前に収穫した乾草やサイレージを使うよう通知されています。

当面は、災害前に収穫した飼料を与えるなど、放射性物質の影響に留意した飼養管理を継続してください。

Q32 牧草を収穫してもよいですか

( 答 ) 一番草は、土壌からの放射性物質の移行があるだけでなく、葉面への大気中の放射性物質が多く付着していることなどが想定され、このような飼料を利用することによって、放射性物質の畜産物への移行も危惧されています。

県では今後、農林水産省より示された粗飼料（牧草、わら、飼料作物等）中の放射性物質の暫定許容値に基づき、牧草等のモニタリング検査を行い、1番草収穫前までに、収穫と利用、放牧の実施等に関する情報を提供予定です。

Q33 昨年まで河川敷や畦畔の草を刈り取って家畜に与えていましたが、今年は与えてもよいですか

( 答 ) 河川敷や畦畔の野草にも、放射性物質が含まれている（付着している）と考えられます。今後、利用に関する情報を提供することとしておりますので、牧草と同様に判断してください。

Q34 これから作付を予定している、飼料作物は作付けしてもよいですか

( 答 ) 稲以外の作物については、作付制限は行われません。

したがって、飼料作物の作付を行っても差し支えありません。

ただし、収穫前等にモニタリング検査を実施し、給与可能かを判断します。

なお、「計画的避難区域」では、おおむね1ヶ月を目途に計画的避難を実行されることとされており、実態として作付は困難かと考えます。

また、「緊急時避難準備区域」でも、自主的避難や緊急時の屋内退避等一定の制約を受けることに注意してください。

( 7 ) その他

Q35 戸別所得補償制度は、このような状況で変わりますか

( 答 ) 今回の原発事故の補償と関連して、戸別所得補償制度が変わるということはないと国では表明しています。なお、加入申請期限が、8月31日まで延長されました。

Q36 ほ場に堆肥を散布してよいですか

(答) 作付制限地域に該当しない地域では、堆肥を散布しても差し支えありません。  
なお、家畜排せつ物の管理の適正化の点から、散布前の堆肥については、シートで覆うなどの対応をお願いします。

Q37 原発の周辺地域で農作業を安全に行うためにはどのような点に留意したらよいですか

(答) 避難区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域以外では農作業に制約はありませんが、原子力安全委員会の緊急技術助言組織の助言によると、福島第一原子力発電所の周辺地域では、耕うん等の農作業を行う際に、放射性物質が含まれる可能性のある粉じんの吸入や土壌・水との接触をできるだけ避けるよう注意することが望ましいと考えられます。

このため、原発の周辺地域では、以下のような点に注意して作業するようにしてください。

マスク・ゴム手袋・ゴム長靴等を着用すること。

農作業後に手足・顔等の露出部分の洗浄を励行すること。

屋外での作業後、屋内作業を行う場合には、服を着替えるなど、ちり、ほこり等を持ち込まないようにすること。

## 2 摂取や出荷自粛に関すること

Q38 暫定規制値とは何ですか

(答) 福島第一原発事故により原子力緊急事態宣言が発出されたことに伴い、暫定的に食品衛生法に基づく規制値が設定されました。

(抜粋)

核種	食品衛生法（昭和22年法律第233号）の規定に基づく食品中の放射性物質に関する暫定規制値（ベクレル/kg）	
放射性ヨウ素 (混合核種の代表核種： $^{131}\text{I}$ )	飲料水	300
	牛乳・乳製品 注)	
	野菜類（根菜、芋類を除く） 魚介類	2,000
放射性セシウム	飲料水	200
	牛乳・乳製品	
	野菜類	500
	穀類 肉・卵・魚・その他	

注) 100ベクレル/kgを超えるものは、乳児用調製粉乳及び直接飲用に供する乳に使用しないよう指導すること。

食品衛生法上の指標値の設定にあたっては食品安全委員会の評価が必要となりますが、現時点では原子力安全委員会より示された指標値が暫定規制値として用いられています。食品衛生法上の基準値と同様の取扱いとなり、暫定規制値を超えた食

品が発見された場合は回収などを適切に行うことにより摂食されないような措置がとられることとなります。なお、4月4日付けで薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会より暫定規制値を維持するべきとの見解が示されています。

なお、野菜類には葉菜、果花菜、きのこ、果実、海草、根菜、芋類が、穀類には米、豆類等、可食部が地上部にあって殻で覆われている食品群が、肉・卵・魚・その他には介類が含まれます。

また、4月5日より魚介類の放射性ヨウ素の暫定規制値が2,000ベクレル/kgに設定されました。

Q39 出荷や摂取の自粛とはどういうことですか

(答) 緊急時モニタリング検査により、暫定規制値を超える食品が発見された地域や品目は、原子力災害特別措置法に基づき、国から出荷や摂取の制限が指示されます。この指示を受けて、県では県内の行政機関、JA、流通事業者などを通じて、関係事業者や住民等に出荷や摂取を差し控えるよう求めています。

(<http://www.pref.fukushima.jp/eisei/syokuan/syukkassessyuseigen1.pdf>)

Q40 原子力災害対策特別措置法とはどんな法律ですか

(答) 原子力災害から国民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする法律です。大きく分けて原子力災害の予防に関する事業者の義務、原子力緊急事態宣言の発出及び原子力災害対策本部(本部長 内閣総理大臣)の設置、並びに緊急事態応急対策の実施等について特別の措置を定めています。

今回の東京電力福島第一原子力発電所の事故に関連しては、3月11日に法15条に基づき原子力緊急事態宣言を発出、原子力災害対策本部が設置され、災害対策基本法第60条の規定による避難の勧告、指示が出されています(原子力災害特別措置法第28条第2項の規定により読み替えて適用)。

また、3月21日、23日には、法20条第3項により、本県産の一部の農産物に摂取及び出荷を控えるよう指示が出されました。

Q41 野菜の安全性は、どこで判断するのですか

(答) 緊急時モニタリング検査において、暫定規制値を上回る放射能汚染があれば地域や品目ごとに、国の指示に基づき出荷自粛等を求めることとなります(個別の汚染状況は考慮されません)。

また、県内外の食品衛生担当部局が実施する収去検査において、暫定規制値を上回る放射能汚染が見つければ出荷停止及び回収命令が出されることとなります。

緊急時モニタリング検査でも収去検査においても、判断の基準となるのは食品中の暫定規制値を超過するかどうかです。

Q42 緊急時モニタリングとは何ですか

(答) 原子力災害特別措置法及び防災基本計画などに基づき、原子力災害発生時に実施される調査です。

《第1段階》では適切な防護対策の決定に資するため周辺環境における予測線量を迅速に推定し、応急対策(屋内退避、避難、立入禁止等)の有無を判断するため

に実施します。また、《第2段階》では環境中に放出された放射性物質の状況を把握するために、農畜水産物や飲料水の検査を行います。この結果を基に原子力災害対策本部長（国）が原子力安全委員会の助言を踏まえ摂取制限や出荷制限を指示することになります。

Q43 出荷制限品目の解除や県単位の制限の見直しはありますか

（答） 原子力災害対策本部より「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」が示され、安定的に暫定規制値を下回る場合、地域・品目によって出荷制限の要請が解除されることとなりました。解除にあたっては、農林水産省と地域区分やサンプル点数について事前に協議し、3回連続で基準を下回ることが必要です。

また、ハウレンソウ等個別品目ごとの解除が原則で、ハウスものと露地ものとの分別は困難とされています。

（参考：農林水産省「原子力発電所の事故に伴う出荷制限等への対応に関するQ & A」）

Q44 (1) 県では食品の放射性物質に関する分析を受け付けているのでしょうか  
(2) 食品の検査をしたい場合はどのような方法がありますか

（答）(1) 県では、現在のところ食品の放射性物質に関する分析は受け付けておりません。なお、食品の放射性物質の分析は特殊な施設、設備が必要で、スクリーニング検査等に用いられる測定機器では分析できません。

(2) 民間の検査機関の中で放射性物質の分析を行っているところがあります。

### 3 農産物に関する賠償と風評被害対策に関すること

Q45 原発事故による農産物被害への賠償について、風評を含めた補償対象はどのようなのでしょうか

（答） 原子力発電所の事故に伴う補償は、原子力損害の賠償に関する法律に基づき、第一義的に事故原因者の東京電力の責任となりますが、適切な補償となるよう、今後、国の原子力損害賠償紛争審査会が定める原子力損害の範囲の判定指針に基づいて補償対象等が判断されることとなります。

現行の原子力損害賠償制度においては、出荷制限によるものに限らず、原子力発電所事故との間に相当の因果関係が認められる者については、補償の対象となるものと考えております。

（参考：農林水産省「原子力発電所の事故に伴う出荷制限等への対応に関するQ & A」）

[http://www.maff.go.jp/j/kanbo/joho/saigai/syukka\\_kisei.html](http://www.maff.go.jp/j/kanbo/joho/saigai/syukka_kisei.html)

Q46 計画的避難区域及び緊急時避難準備区域で野菜、花き及び豆類等の作付、麦類の収穫、果樹の管理作業ができない場合、賠償の対象となりますか

（答） 区域の性格上、計画的避難区域では、野菜、花き及び豆類等の作付、麦類の収穫、果樹の管理作業が困難になるほか、緊急時避難準備区域でも、野菜、花き及び豆類等の作付、麦類の収穫、果樹の管理作業には一定の制約がかかることが想定されま

す。原子力損害賠償紛争審査会で提示された1次指針では、政府の避難等の指示があったことにより、農業等の事業の継続に支障が生じた場合は、こうした営業損害は損害と認められるとされており、区域の設定により野菜、花き及び豆類等の作付、麦類の収穫、果樹の管理作業ができない場合には、適切な賠償が行われるものと考えられています。

Q47 出荷制限により被った損害は賠償の対象となりますか

(答) 出荷制限の実効性を担保し、消費者の食の安全を確保するためにも、適切な賠償が必要と考えております。

原子力損害賠償紛争審査会において提示された1次指針においては、政府による出荷制限指示等により、この指示等に係る対象品目の出荷の断念を余儀なくされ、これによって減収が生じた場合は、その減収分が損害と認められています。

また、出荷の断念により生じた廃棄費用等の追加的費用も合理的な範囲で損害と認められています。

Q48 風評被害で価格が下落し、所得が減少したことについては、賠償の対象となりますか

(答) 今回の原子力発電所の事故によって生じる損害については、出荷制限を受けた農畜産物に限らず、一般論として、事故と相当の因果関係が認められるものについて、原子力損害の賠償に関する法律に基づき適切な賠償が行われることとなります。

なお、風評被害に係る賠償の範囲は、原子力損害賠償紛争審査会において、今後検討されることとなります。

Q49 農家は賠償のためにどのような準備が必要ですか

(答) 今回の補償については、今後、国の原子力損害賠償紛争審査会が定める原子力損害の範囲の判定の指針が示されることとなります。

しかし、その指針が明らかになるまでには一定の期間を要する見込みのため、現段階で、農家の皆さんが準備するものとして、次の内容を国が指導しておりますので、参考に準備してください。

農家が前もって準備するもの

- 1 事故による被害が発生した期間に生じた売上減少額や実損額
- 2 当該期間に商品が返品され、再販売できない場合の実損額
- 3 当該期間に販売できなかった生産物や在庫商品を廃棄した場合の処分補償額及び処分費用
- 4 運転資金等を借り入れざるを得ない場合の金利相当額などが明らかになるような証拠書類を保管しておくこと。

具体的には、

- 1 各種資材等の購入に係る領収書や購入伝票
- 2 収穫や給与に至らなかった農作物・飼料の数量等を明らかにできる作業日誌
- 3 出荷停止となった農畜産物に係る過去の生産量の記録、納品台帳、出庫伝票及び回収・処分した場合の領収書
- 4 家畜の能力を示す証明書や飼養管理に係る記録
- 5 納税関係書類（損益計算書等）

## 6 現況を示す写真

などを保管しておく必要があります。

(参考：農林水産省「原子力発電所の事故に伴う出荷制限等への対応に関するQ & A」)

[http://www.maff.go.jp/j/kanbo/joho/saigai/syukka\\_kisei.html](http://www.maff.go.jp/j/kanbo/joho/saigai/syukka_kisei.html)

Q50 出荷制限の対象品目以外の品目の取引に影響が出ることがないように、農林水産省としてどのような取組を行っているのですか、また、県ではどうですか

(答) “消費者、加工・流通業者等の皆さまへ、何よりも正確な情報を提供することが重要であると考えています。このため、厚生労働省等関係府省庁と連携し、調査結果の迅速な提供はもとより、暫定規制値の考え方、その人体への影響の程度等の正確な知識を幅広く発信してきたところです。また、加工・流通業者等の皆さまに対し、科学的・客観的な根拠に基づき、円滑な流通・消費の確保に努めていただくよう通知するとともに、小売等の流通関係団体にお集まりいただき、同様の趣旨の要請をしています。今後とも正確な情報の提供に努めてまいります。”

(参考：東京電力福島第一原子力発電所事故を踏まえた円滑な食品流通の確保に関するQ & A)

県では、県産農産物に関する情報を的確に伝えながら広くPRしていくために、「がんばろう ふくしま！」運動として、県や各団体等のトップによるプロモーション活動や取組みに協力いただける応援店、飲食店、流通関係者の募集などの事業を展開しています。今後とも風評被害等を払拭するための取組みを強化していきますので、ご協力をお願いします。

(「がんばろう ふくしま！」応援店についてはこちらをご覧ください。)

[http://www.cms.pref.fukushima.jp/pcp\\_portal/contents?CONTENTS\\_ID=23796](http://www.cms.pref.fukushima.jp/pcp_portal/contents?CONTENTS_ID=23796)

## 4 自家消費・家庭菜園に関すること

Q51 家庭菜園の野菜は食べてもよいですか

(答) 福島県内の非結球性葉菜類(ホウレンソウ、コマツナなど)及び結球性葉菜類(キャベツなど)、アブラナ科の花蕾類(ブロッコリー、カリフラワー等)については、摂取の自粛をお願いしていますので、家庭菜園で栽培したものでも食べるのを控えるようにしてください。(なお、福島県内のカブについては出荷自粛のみです。)

現時点で、摂取を控えていただいている品目はQ12に掲載しておりますので、参照いたします。

Q52 家庭菜園の作付はかまいませんか

(答) 稲以外の作物については作付制限は行われませんので、家庭菜園を作付けしても差し支えありません。

なお、各作物の収穫時期にモニタリング検査を実施します。暫定規制値を超える放射性物質が確認された地域や品目では、今後、新たに摂取等の自粛を要請しますので、家庭菜園の作物でも同様と考えてください。

## 5 資金の融通等に関すること

Q53 今般の原発事故の深刻な影響や地震・津波で大きな被害を受けた農業者が利用できる制度資金はありますか

(答) 東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う出荷制限の指示、出荷自粛、風評被害により、農業経営に深刻な影響を受けている農家の皆さんに対し、営農のため当面緊急に必要とする運転資金として、無利子の農家経営安定資金（原発事故対策緊急支援資金）の融通をJAグループと連携して実施しています。

事業内容

- 1 貸付対象者：平成23年3月に発生した東京電力福島第一原子力発電所の事故の影響による収入減少により、深刻な影響を受けている農業者等
- 2 貸付対象経費  
ア 東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う国の出荷制限の指示により、農家収入が著しく減少した農業者等が営農のため当面緊急に必要とする運転資金  
イ アに伴う風評被害により農家収入が著しく減少した農業者等が営農のため当面緊急に必要とする運転資金
- 3 貸付限度額：個人 300万円、法人・団体 500万円
- 4 貸付利率：無利子  
農協に対し、県が1.65%の利子補給を行い、JAグループにおいてさらに1.2%引き下げるにより無利子とする。
- 5 償還期間 5年以内（うち据置1年以内）
- 6 償還方法 元金均等年賦又は一括償還
- 7 福島県農業信用基金協会の保証制度が利用できる（原則無担保、無保証人）
- 8 取扱期限 平成24年3月末まで
- 9 取扱金融機関 県内農協
- 10 取扱開始 平成23年4月11日以降順次開始

また、施設等の復旧や再生産に必要な資金として、低利の農家経営安定資金の融通も行っておりますので、最寄りのJA（取扱金融機関）又は農林事務所（農業振興普及部）・農業普及所にお問い合わせ願います。

さらに、日本政策金融公庫（セーフティネット資金等）のご利用も出来ますので、お問い合わせをお願いします。（同公庫福島支店農林水産事業：024-521-3328）

Q54 賠償を受けられるまでの間、資金面での農家への支援はないですか

(答) 1 県では、Q53のとおり農家経営安定資金（原発事故対策緊急支援資金）の融通を行っております。

2 また、JAグループでは多数の農家を代表して東京電力に対する損害賠償を取りまとめ、請求する作業を進めているところです。

## 6 土壌分析に関すること

Q55 土壌の放射性セシウム濃度分析を行う目的は何ですか

(答) 県内の農用地における放射性物質の実態を把握し、今後の営農の進め方を考える際

の参考にするため、実施したところです。

Q56 調査地点や再調査地点は、どのように決められたのですか

(答) 専門家の助言を踏まえ、市町村と協議して決めました。1回目は、一町村1箇所以上を原則として、放射性物質の実態を把握するため広域的な調査をしました。2回目は、1回目の調査結果に基づき比較的放射性物質の濃度が高かった地点や数値にばらつきが見られた地域について詳細な調査を行いました。

(調査結果についてはこちらをご覧ください)

[http://www.pref.fukushima.jp/keieishien/kenkyukaihatu/gi\\_jyutsufukyuu/05gensiryoku/230406data.pdf](http://www.pref.fukushima.jp/keieishien/kenkyukaihatu/gi_jyutsufukyuu/05gensiryoku/230406data.pdf)

[http://www.pref.fukushima.jp/keieishien/kenkyukaihatu/gi\\_jyutsufukyuu/05gensiryoku/230412data.pdf](http://www.pref.fukushima.jp/keieishien/kenkyukaihatu/gi_jyutsufukyuu/05gensiryoku/230412data.pdf)

Q57 個人で土壌分析を依頼できますか

(答) 県では個別の分析依頼を受けていませんが、一般の方から放射性物質の土壌分析を受け付ける機関がありますので、個人でも分析の依頼は可能と思われます。

分析にかかる期間、分析可能な点数、分析費用などは分析機関により異なるようです。

Q58 今回の土壌調査の方法と農地以外の地域(公園・グラウンド等)の土壌調査の方法は違うのですか

(答) 今回の土壌調査法は農林水産省が定めたもので、農作物を栽培することを前提とし、深さ15cmで土壌を採取する方法です。

一方、農地以外の方法は文部科学省が定めたもので、土壌の放射性物質の汚染の広がりを把握するために、深さ5cmの土を採取しており、土壌調査の目的が異なるため、その方法に違いがあります。

## 7 放射性セシウムの性質、土壌や作物との関係について

Q59 農作物の作付にあたって、なぜ放射性セシウムが問題とされているのですか

(答) 今回の福島第一原子力発電所の事故によって環境中への放出された主な放射性物質に、放射性ヨウ素131、放射性セシウム134、放射性セシウム137があります。

それぞれの放射性物質の半減期(半分に減少する期間)は、放射性ヨウ素131が8日、放射性セシウム134が2年、放射性セシウム137が30年です。半減期の短い放射性ヨウ素131は早期に消滅しますが、放射性セシウムの場合は半減期が長期に渡ることが問題です。

Q60 現在の放射性セシウム濃度の判断はどのようにしますか

(答) 放射性セシウムの農作物への影響については、従来はセシウム137の濃度が問題であるとされてきました。しかし、今回の原子力発電所事故では放射性セシウムが放出

されて間もないことから、土壌中には半減期が長い放射性セシウム137と半減期が比較的短い放射性セシウム134がほぼ同量含まれていますので、両者の合計で判断をしております。

Q61 土壌中の放射性セシウムは農作物へ吸収されますか

(答) 放射性セシウムは農作物の根から吸収されます。

しかし、放射性セシウムは土壌に吸着しやすい性質があり(約7割が作物に利用されにくい粘土鉱物等との結合体として存在するとの報告がある)、農作物への吸収割合は時間と共に急激に低下します。

牧草の例ではセシウム137が農作物に移行する割合が100日ぐらいで5分の1に低下するとの報告があります。

Q62 放射性セシウムの長期的な農作物への吸収はどうですか

(答) 放射性セシウムが土壌へ吸着・固定されると、農作物への吸収割合は著しく小さくなります。イネでのセシウム137の吸収に関する研究においても確認されています。

Q63 作付制限された地域は、長期にわたって耕作できなくなるのですか

(答) Q59～Q62を総合的に考えると、現在公表されている分析結果の範囲であれば、その影響は長期間に及ぶ可能性は低いと考えられます。

Q64 放射性セシウムとカリウムについて教えてください

(答) セシウムはカリウムと同じ第一元素に属するアルカリ金属であるため、土壌中ではカリウムと似たような動きをします。カリウムは植物に必要な3大元素の一つですが、カリウムが多いと放射性セシウムの吸収量が減少するという関係があります。

Q65 放射性セシウムとアンモニア態窒素の関係について教えてください

(答) 土壌にアンモニア態窒素を添加すると、置換態セシウム(作物が吸収しうる形態のセシウム)が増加することが報告されています。

アンモニア態窒素は土壌が還元状態の場合は安定して存在しますが、酸化状態(畑地)では硝化作用により硝酸態窒素に変わります。このため、土壌を酸化状態にすることにより土壌中のアンモニア態窒素を減らすことができます。

Q66 放射性セシウムの吸収を抑える対策はありますか

(答) 放射性セシウムはカリウムと似た性質を持っているため、植物は両方を吸収しますが、土壌中のカリウムの割合が多ければ、吸収するセシウムの割合が減るとされています。

このため、放射性セシウムの農作物への吸収抑制技術としてカリウム肥料や石灰

資材の投与、セシウム吸収能の高い植物による土壌からの除去技術などが考えられます。これらの技術は過去のチェルノブイリ事故などでも効果が確認されています。

しかし、カリウムが過剰にあると、カルシウム、マグネシウムの吸収も減少するという関係にあるため、カルシウム、マグネシウム欠乏を生じることもあるので注意が必要です。

Q67 水稲では一般にアンモニア態窒素を使いますが、放射性セシウムの吸収が増加しないのですか

(答) 水稲では、「稲の作付に関する考え方」において水田土壌から玄米への放射性セシウムの移行の指標(移行係数)が「0.1」と定められ、これにより食品衛生法による暫定規制値 500 ベクレル/kg 以下となる土壌中放射性セシウム濃度の上限値が5,000 ベクレル/kg と定められたところです。

従って、この基準をクリアしているほ場においては、これまでどおりの肥培管理でよいと考えられます。

Q68 水稲栽培において、少しでも放射性セシウムの吸収を減らしたいと考えています。どんな対策が考えられますか

(答) カリウムの施肥

カリウムが多いと放射性セシウムの吸収量が減少しますので、基肥や追肥でカリウムの施肥を行うとよいでしょう。しかし過剰に施肥しても効果が限られるため、農業総合センターでは基肥のカリ成分の目安を8~16kg/10aにするよう示しています。

石灰質肥料や土づくり肥料(ケイカル、ようりん、ケイカリン等)の施用

土壌が酸性化すると放射性セシウムの吸収量が増加するとの報告があるため、石灰質肥料やアルカリ分の豊富な土づくり肥料を施用することで、放射性セシウムの吸収量を減らすことができると考えられます。

中干しや間断かん水を基本とする水管理

中干しや間断かん水では土壌を酸化状態にする働きがあり、アンモニア態窒素との関係から、放射性セシウムの吸収量を減らすことができると考えられます。

## 8 関連情報

農林水産省のホームページに以下の内容が掲載されていますので、参照してください。

(1) 原発事故の影響下での農作物の作付に関するQ&A~稲の作付制限等~

URL: [http://www.maff.go.jp/j/kanbo/joho/saigai/sakutuke\\_qa.html](http://www.maff.go.jp/j/kanbo/joho/saigai/sakutuke_qa.html)

(2) 原発事故の影響下での農作物の作付に関するQ&A~畑作物~

URL: [http://www.maff.go.jp/j/kanbo/joho/saigai/hatasaku\\_qa.html](http://www.maff.go.jp/j/kanbo/joho/saigai/hatasaku_qa.html)

(3) 野菜生産についてのQ&A

URL: [http://www.maff.go.jp/j/kanbo/joho/saigai/yasai\\_seisan\\_qa.html](http://www.maff.go.jp/j/kanbo/joho/saigai/yasai_seisan_qa.html)

(4) 果樹生産についてのQ&A

URL: [http://www.maff.go.jp/j/kanbo/joho/saigai/kazyu\\_seisan\\_qa.html](http://www.maff.go.jp/j/kanbo/joho/saigai/kazyu_seisan_qa.html)

(5) 花き生産についてのQ&A

URL: [http://www.maff.go.jp/j/kanbo/joho/saigai/kaki\\_seisan\\_qa.html](http://www.maff.go.jp/j/kanbo/joho/saigai/kaki_seisan_qa.html)

( 6 ) 原子力発電所の事故に伴う出荷制限等への対応に関するQ&A

URL: [http://www.maff.go.jp/j/kanbo/joho/saigai/syukka\\_kisei.html](http://www.maff.go.jp/j/kanbo/joho/saigai/syukka_kisei.html)

( 7 ) 放射性物質が検出された野菜等の廃棄方法について ( Q & A )

URL: [http://www.maff.go.jp/j/kanbo/joho/saigai/seisan\\_haiki.html](http://www.maff.go.jp/j/kanbo/joho/saigai/seisan_haiki.html)

問い合わせ先

農林水産業に関する相談窓口 ( 電話 : 0 2 4 - 5 2 1 - 7 3 1 9 )

ホームページ

農林水産部研究技術室ホームページ ( P D F 形式ファイル )

URL <http://www.pref.fukushima.jp/keieishien/kenkyukaihatu/gijyutsufukyu/seiikugijyutsujyohou.html>

モバイル県庁

福島モバイル県庁 お知らせ・各種情報 農業技術情報

URL [http://mobile.pref.fukushima.jp/mobile2/kenkyuugijyutu/mobile-nougyou/15\\_nougyougijyutujohou.html?\\_pxi=1YuzhN3LHREP8xjLlCq...](http://mobile.pref.fukushima.jp/mobile2/kenkyuugijyutu/mobile-nougyou/15_nougyougijyutujohou.html?_pxi=1YuzhN3LHREP8xjLlCq...)



モバイル版は、こちらから、ご覧いただけます。